

## 一般社団法人 八幡平市体育協会強化費支給規程

第1条 この規程は、本会に所属する団体への強化費の額について定めるものとする。

第2条 強化費の支給を受けようとする団体は別紙申請書、請求書を提出することとする。

第3条 強化費は基本額を2万円とし、大会派遣費支給規程第2条第1項に該当する大会（以下、大会派遣費支給大会）に出場した団体については別に2万円を支給する。また大会派遣費支給大会において3位以内の入賞数（綜合成績の入賞数は除く）に応じて、個人種目1入賞1万円、団体種目1入賞3万円とし、限度額を9万円として別に支給する。

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

### 附 則

1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。

2 この規程は一部改正のうえ、平成25年2月6日から施行する。

3 この規程は一部改正のうえ、平成31年4月1日から施行する。